

# 13. 「新しい介護食品(スマイルケア食)の選び方」に係る調査について

農林水産省食料産業局食品製造卸売課では、選び方の黄A～黄Cに該当する製品の規格等に関する情報を幅広く収集・整理することを目的として、以下の委託調査を行った。

(調査概要)

調査事業者: イー・マネージ・コンサルティング協同組合

調査期間: 平成27年1月～2月

調査方法: 書面調査、インタビュー調査

回答事業者数: 36社(製造事業者33社、流通事業者3社)

## 「青D」に対する事業者の声(36社中8社が言及)

- 栄養成分について、濃厚流動食には規格があるが、それ以外には特に規格がない状態なので、低栄養予防食や水分補給食の規格があってもよいかと考える。
- 低栄養予防の観点から栄養成分表示は必要であろう。
- 青のDの運用に際しては栄養の基準が必要だと考える。
- Dに関しては、カロリー基準が必要だと思う。
- 栄養成分の規格が必要。どのようなものが青Dに該当するか分からないからである。
- 栄養に配慮した食品については、栄養規格も必要ではないか。
- 手作りで調理した場合、栄養価は低下し、食事は増量となる。少量でも高栄養なミキサー食、ペースト食等の各色形態で容量(g数)に対する栄養基準があればよいと思う。
- 今後、広く在宅ケアでの利用が求められてくることが想定された場合、低栄養への対応、個別の栄養価管理などから「栄養価」に対する何らかの「わかりやすい」表現が求められるものと考え。また、いずれのメーカーの商品だけでは「主菜」「副菜」などの献立の一つしかないものが多いことから、「食事」としてのバランス、栄養価などについて分かりやすく標記される副材が必要と考える。

# 14. 日本人の食事摂取基準(2015年版)における高齢者についての記述(抜粋)

「日本人の食事摂取基準(2015年版)策定検討会」報告書 平成26年3月28日公表

## 食事摂取基準の概要

(策定の目的)

日本人の食事摂取基準は、健康増進法(平成14年法律第103号)第30条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を示すものである。

(使用期間)

平成27(2015)年度～平成31(2019)年度の5年間。

(ポイント)

- ・ 生活習慣病の発症予防とともに、重症化予防を追加。
- ・ 対象について、健康な個人並びに集団とし、高血圧、脂質異常、高血糖、腎機能低下に関して、保健指導レベルにある者までを含む。
- ・ エネルギーの摂取量及び消費量のバランスの維持を示す指標として、「体格(BMI:body mass index)」を採用。

## 目標とするBMIの範囲(18歳以上)<sup>1, 2</sup>

年齢(歳)	目標とするBMI(kg/m <sup>2</sup> )
18～49	18.5～24.9
50～69	20.0～24.9
70以上	21.5～24.9 <sup>3</sup>

注1) 男女共通。あくまでも参考として使用すべきである。

注2) 観察疫学研究において報告された総死亡率が最も低かったBMIを基に、疾患別の発症率とBMIとの関連、死因とBMIとの関連、日本人のBMIの実態に配慮し、総合的に判断し目標とする範囲を設定。

注3) 70歳以上では、総死亡率が最も低かったBMIと実態との乖離が見られるため、虚弱の予防及び生活習慣病の予防の両者に配慮する必要があることも踏まえ、当面目標とするBMIの範囲を21.5～24.9とした。

## 高齢者についての記述(抜粋)

- ・妊婦・授乳婦、乳児・小児、高齢者については、その特性上、特に注目すべき事項について参考資料が示された。
- ・高齢者については、過栄養だけではなく、低栄養、栄養欠乏の問題の重要性に鑑み、フレイルティ（虚弱）やサルコペニア（加齢に伴う筋力の減少）などとエネルギー・栄養素との関連についてレビューし、最新の知見がまとめられた。
- ・たんぱく質、アミノ酸、ビタミン、ミネラル等のサルコペニア・フレイルティに対する関与又は介入効果については、認知症発症と栄養素との関連同様結論に至っておらず、今後更なる科学的根拠（エビデンス）の蓄積が望まれるとして、「今後の課題」に挙げられた。

- 今後、超高齢社会における栄養の問題として、健康寿命の延伸や介護予防の視点から、過栄養だけではなく、後期高齢者（75歳以上）が陥りやすい「低栄養」、「栄養欠乏」の問題の重要性が高まっている。  
脳卒中を始めとする疾病予防の重要性は言うまでもないが、後期高齢者が要介護状態になる原因として無視できないものとして、「認知症」や「転倒」と並んで「高齢による衰弱」がある。「高齢による衰弱」とはまさしく老年医学で言う「虚弱：フレイルティ（frailty）」を含んでおり、低栄養との関連が極めて強い。また、高齢者の身体機能障害のリスク因子、転倒リスク因子として加齢に伴う筋力の減少、又は老化に伴う筋肉量の減少（以下、サルコペニア）も注目されている。この病態は栄養障害、虚弱（以下、フレイルティ）とも関連が強く、転倒予防や介護予防の観点からも重要である。
- 将来の身体機能障害との関連が強いフレイルティとサルコペニアの予防の重要性が注目されている。この予防のターゲット臓器とゴールは骨格筋とその機能維持であり、骨格筋量、筋力、身体機能は栄養素としてはたんぱく質摂取量に強い関連があるため、たんぱく質の重要性が注目されている。

# 15. 栄養等表示基準値

栄養素等表示基準値とは、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)により定められている、国民の健康の維持増進等を図るために示された性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準(食事摂取基準)を性及び年齢階級(十八歳以上に限る。)ごとの人口により加重平均した値であって別表第十の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる値をいう。

食品表示基準 別表第十(第二条関係)

栄養成分	栄養素等表示基準値	栄養成分	栄養素等表示基準値	栄養成分	栄養素等表示基準値	栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	81g	カルシウム	680mg	ヨウ素	130μg	ビタミンB12	2.4μg
脂質	62g	クロム	10μg	リン	900mg	ビタミンC	100mg
飽和脂肪酸	16g	セレン	28μg	ナイアシン	13mg	ビタミンD	5.5μg
n-3系脂肪酸	2.0g	鉄	6.8mg	パントテン酸	4.8mg	ビタミンE	6.3mg
n-6系脂肪酸	9.0g	銅	0.9mg	ビオチン	50μg	ビタミンK	150μg
炭水化物	320g	ナトリウム	2900mg	ビタミンA	770μg	葉酸	240μg
食物繊維	19g	マグネシウム	320mg	ビタミンB1	1.2mg	熱量	2200kcal
亜鉛	8.8mg	マンガン	3.8mg	ビタミンB2	1.4mg		
カリウム	2800mg	モリブデン	25μg	ビタミンB6	1.3mg		

# 16. 栄養成分の補給、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示

## 栄養成分の補給(高い旨、含む旨、強化された旨)の表示

- 高い旨、含む旨の表示については、それぞれ、当該栄養成分が以下の表で定められた基準値以上の場合に表示することができる。
- 強化された旨の表示については、他の同種の食品に比べて強化された当該栄養成分の量がそれぞれ以下の表で定められた基準値以上の場合(たんぱく質及び食物繊維にあつては他の食品に比べて強化された割合が25%以上のものに限る。)に表示することができる。

また、この場合、以下の事項を表示しなければならない。

- ・ 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項
- ・ 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合

### 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号) 別表第十二(第七条関係)

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値	栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品100g当たり	100kcal当たり	食品100g当たり	100kcal当たり			食品100g当たり	100kcal当たり	食品100g当たり	100kcal当たり	
たんぱく質	16.2g(8.1g)	8.1g	8.1g(4.1g)	4.1g	8.1g(4.1g)	銅	0.27mg (0.14mg)	0.09mg	0.14mg (0.07mg)	0.05mg	0.09mg(0.09mg)
食物繊維	6g(3g)	3g	3g(1.5g)	1.5g	3g(1.5g)	マグネシウム	96mg (48mg)	32mg	48mg(24mg)	16mg	32mg(32mg)
亜鉛	2.64mg (1.32mg)	0.88mg	1.32mg (0.66mg)	0.44mg	0.88mg(0.88mg)	ナイアシン	3.9mg (1.95mg)	1.3mg	1.95mg (0.98mg)	0.65mg	1.3mg(1.3mg)
カリウム	840mg (420mg)	280mg	420mg (210mg)	140mg	280mg(280mg)	パントテン酸	1.44mg (0.72mg)	0.48mg	0.72mg (0.36mg)	0.24mg	0.48mg(0.48mg)
カルシウム	204mg (102mg)	68mg	102mg (51mg)	34mg	68mg(68mg)	ビオチン	15μg (7.5μg)	5μg	7.5μg (3.8μg)	2.5μg	5μg(5μg)
鉄	2.04mg (1.02mg)	0.68mg	1.02mg (0.51mg)	0.34mg	0.68mg(0.68mg)	ビタミンA	231μg (116μg)	77μg	116μg(58μg)	39μg	77μg(77μg)

※括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合の基準値。

※栄養成分の量又は熱量は、当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、食品表示基準別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。

## 栄養成分の補給(高い旨、含む旨、強化された旨)の表示

### 食品表示基準別表第十二(第七条関係)

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値	栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品100g当たり	100kcal当たり	食品100g当たり	100kcal当たり			食品100g当たり	100kcal当たり	食品100g当たり	100kcal当たり	
ビタミンB1	0.36mg (0.18mg)	0.12mg	0.18mg (0.09mg)	0.06mg	0.12mg(0.12mg)	ビタミンD	1.65µg (0.83µg)	0.55µg	0.83µg (0.41µg)	0.28µg	0.55µg(0.55µg)
ビタミンB2	0.42mg (0.21mg)	0.14mg	0.21mg (0.11mg)	0.07mg	0.14mg(0.14mg)	ビタミンE	1.89mg (0.95mg)	0.63mg	0.95mg (0.47mg)	0.32mg	0.63mg(0.63mg)
ビタミンB6	0.39mg (0.20mg)	0.13mg	0.20mg (0.10mg)	0.07mg	0.13mg(0.13mg)	ビタミンK	45µg (22.5µg)	30µg	22.5µg (11.3µg)	7.5µg	15µg(15µg)
ビタミンB12	0.72µg (0.36µg)	0.24µg	0.36µg (0.18µg)	0.12µg	0.24µg(0.24µg)	葉酸	72µg (36µg)	24µg	36µg(18µg)	12µg	24µg(24µg)
ビタミンC	30mg (15mg)	10mg	15mg (7.5mg)	5mg	10mg(10mg)	※括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合の基準値。					

## 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨(含まない旨、低い旨、低減された旨)の表示

- 含まない旨、低い旨の表示については、それぞれ、当該栄養成分が次項の表で定められた基準値に満たない場合に表示することができる。
- 低減された旨の表示については、他の同種の食品に比べて低減された当該栄養成分の量又は熱量の量がそれぞれ次項の表で定められた基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が25%以上である場合に表示することができる。

また、この場合、以下の事項を表示しなければならない。

- 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項
- 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合

## 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨(含まない旨、低い旨、低減された旨)の表示

### 食品表示基準別表第十三(第七条関係)

栄養成分及び熱量	含まない旨の表示の基準値	低い旨の表示の基準値	低減された旨の表示の基準値
	食品100g当たり	食品100g当たり	食品100g当たり
熱量	5kcal(5kcal)	40kcal(20kcal)	40kcal(20kcal)
脂質	0.5g(0.5g)	3g(1.5g)	3g(1.5g)
飽和脂肪酸	0.1g(0.1g)	1.5g(0.75g)。ただし、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10パーセント以下であるものに限る。	1.5g(0.75g)
コレステロール	5mg(5mg)。ただし、飽和脂肪酸の量が1.5g(0.75g)未満であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10パーセント未満のものに限る。	20mg(10mg)。ただし、飽和脂肪酸の量が1.5g(0.75g)以下であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10パーセント以下のものに限る。	20mg(10mg)。ただし、飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が1.5g(0.75g)以上のものに限る。
糖類	0.5g(0.5g)	5g(2.5g)	5g(2.5g)
ナトリウム	5mg(5mg)	120mg(120mg)	120mg(120mg)

※括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合の基準値。

※栄養成分の量又は熱量は、当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、食品表示基準別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。

# 17. 栄養機能食品

- 栄養機能食品とは、食生活において特定の栄養成分(食品表示基準別表第十一において定められたもの)の補給を目的として摂取する者に対し、当該栄養成分の機能の表示をするもの。
- 栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要がある。
- 個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度となっている。

## 【栄養機能食品としての義務表示事項】

- ・**栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称** 例: 栄養機能食品(〇〇)
- ・**栄養成分の機能** (別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第二欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項を記載)
- ・**一日当たりの摂取目安量** (当該摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであってはならない)
- ・**摂取の方法**
- ・**摂取をする上での注意事項** (別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載)
- ・**バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言** 「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」
- ・**消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨** 「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」
- ・**一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合**
- ・**栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言**
- ・**調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項**
- ・**特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項**

食品表示基準別表第十一(第二条、第七条、第九条、第二三条関係)

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
n-3系脂肪酸	0.6g	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	2.0g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
亜鉛	2.64mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	15mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カリウム	840mg	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	2800mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	204mg	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	600mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
鉄	2.04mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
銅	0.27mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	6.0mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
マグネシウム	96mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	300mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ナイアシン	3.9mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	60mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.44mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	30mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビオチン	15µg	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	500µg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

食品表示基準別表第十一(第二条、第七条、第九条、第二三条関係)

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
ビタミンA	231μg	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	600μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
ビタミンB1	0.36mg	ビタミンB1は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	25mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB2	0.42mg	ビタミンB2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	12mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB6	0.39mg	ビタミンB6は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB12	0.72μg	ビタミンB12は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	60μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンC	30mg	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	1000mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンD	1.65μg	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	5.0μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンE	1.89mg	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	150mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンK	45μg	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	150μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。
葉酸	72μg	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	200μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。

# 18. 食品に関する虚偽・誇大広告の規制①

## 健康増進法(平成14年法律第103号)(抄)

第31条第1項 何人も、食品として販売に供するものに関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(以下「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

### 「健康の保持増進の効果等」とは・・・

- ・疾病の治療又は予防を目的とする効果
- ・身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果
- ・特定の保健の用途に適する旨の効果
- ・栄養成分の効果
- ・内閣府令で定める事項

### 〈内閣府令で定める事項〉

- ・含有する食品又は成分の量
- ・特定の食品又は成分を含有する旨の表示
- ・熱量
- ・人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果

## 景品表示法(昭和37年法律第134号)(抄)

第4条第1項 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。  
一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

### 「著しく優良であると示す」とは・・・

当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合をいい、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が判断の基準となる。

## 18. 食品に関する虚偽・誇大広告の規制②

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)(昭和35年法律第145号)(抄)

第68条 何人も、第14条第1項、第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の23第1項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の承認又は第23条の2の23第1項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

同法上、医薬品は人の疾病の診断、治療又は予防に使用されること、人の身体の構造機能に影響を及ぼすこと等を目的とする物とされており、承認を受けていない医薬品について、効能効果等を表示・広告することは、禁止されている。このため、健康食品(例えばサプリメントなど)に医薬品的な効能効果の表示や広告を行うことはできない。

無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)(抄)

ただし、次の物は、原則として、通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識しないものと判断して差し支えない。

- 1 野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識される物
- 2 健康増進法(平成14年法律第103号)第26条の規定に基づき許可を受けた表示内容を表示する特別用途食品
- 3 食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第2条第1項第10号の規定に基づき届け出た表示内容を表示する機能性表示食品

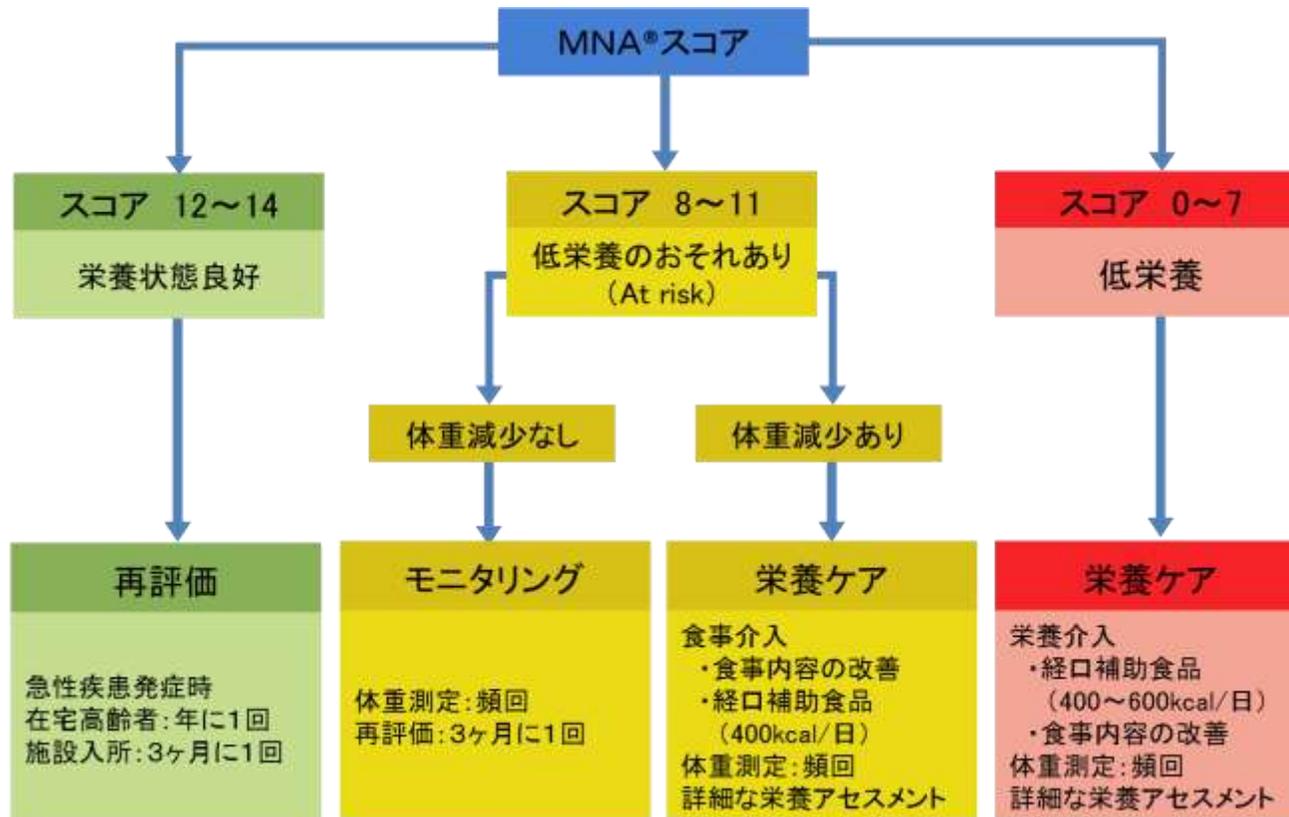
上記のものは、原則として、医薬品とはみなされず、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)の対象外。

# 19. 栄養に関する既存の簡易チェックツール①

## MNA-SF (Mini Nutritional Assessment) (ネスレヘルスサイエンスカンパニー)

高齢者の栄養評価スケール(最大14ポイントで、食欲不振、体重減少、歩行の状況、ストレス、神経・精神的問題の有無、BMI(BMIが測定できない人はふくらはぎの周囲長で判定))

低栄養: 0~7ポイント、低栄養のおそれあり: 8~11ポイント



簡易栄養状態評価表  
Mini Nutritional Assessment-Short Form  
MNA®

Nestlé  
Nutrition Institute

氏名: \_\_\_\_\_  
性別: \_\_\_\_\_ 年齢: \_\_\_\_\_ 体重: \_\_\_\_\_ kg 身長: \_\_\_\_\_ cm 調査日: \_\_\_\_\_

下の□欄に適切な数値を記入し、それらを加算してスタリーニング値を算出する。

**スタリーニング**

A. 過去3ヶ月間で食欲や味、消化器系の状態、そして、嚥下困難などで食事量が減少しましたか?  
0 = 著しい食事量の減少  
1 = 中等度の食事量の減少  
2 = 食事量の減少なし

B. 過去3ヶ月間で体重の減少がありましたか?  
0 = 3kg以上の減少  
1 = 2kg未満  
2 = 1~2kgの減少  
3 = 体重減少なし

C. 自力で歩けますか?  
0 = 歩きたりまたは車椅子が常時必要  
1 = ベッドや車椅子を離れられるが、歩いて歩けはできない  
2 = 自由に歩いて歩ける

D. 過去3ヶ月間で精神的ストレスや他の問題を体験しましたか?  
0 = はい 1 = いいえ

E. 神経・精神的問題の有無  
0 = 過去3ヶ月間は正常  
1 = 中程度の認知症  
2 = 重度の認知症

F1 BMI (kg/m<sup>2</sup>): 体重(kg)÷身長(m)<sup>2</sup>  
0 = BMIが19未満  
1 = BMIが19以上、21未満  
2 = BMIが21以上、23未満  
3 = BMIが23以上

DIMが測定できない方は、F1の代わりにF2に回答してください。  
DIMが測定できる方は、F1のみに回答し、F2には記入しないでください。

F2 ふくらはぎの周囲長(cm): CO  
0 = 31cm未満  
3 = 31cm以上

スタリーニング値 (最大: 14ポイント)

12-14ポイント: 栄養状態良好  
8-11ポイント: 低栄養のおそれあり (At risk)  
0-7ポイント: 低栄養

Ref: Vellas B, Weber H, Nelson D, et al. Challenge of the elderly and challenges. J Nutr Health Aging 2001; 15:456-465.  
Rosenstein L, Heller J, Saha A, O'Neil T, Vellas B. Screening for Undernutrition in Health Care Practice: Developing the Short Form Mini Nutritional Assessment (MNA-SF). J Geriatr 2001; 56A: M306-M317.  
O'Neil T. The Mini Nutritional Assessment (MNA): Review of the literature - 1996 and 2006. J Nutr Health Aging 2006; 10:489-497.  
Vellas B, Weber H, Hansen T, et al. Validation of the Mini Nutritional Assessment-Short Form (MNA-SF): A practical tool for identification of nutritional status. J Nutr Health Aging 2006; 10:762-768.  
© Nestlé Nutrition Institute, S.A., Vevey, Switzerland, Switzerland, 2006.  
© Nestlé, 1994. Revisions 2006. INF2000-1289-10M.  
さらに詳しい情報を求める方は、[www.nestle.com](http://www.nestle.com) にアクセスしてください。

